

企画趣旨

尾崎一郎

近代において正しさの究極の準拠としての神がいよいよ信憑性を喪った（と言って悪ければ、どの神が信頼するに足るかについての理解を容易には共有し得ないことが徹底的に自覚された）結果、法は本来そうであったようにまさしく人間による人間のための営為であるよりほかなくなった。意思能力、行為能力、責任能力といった「能力」概念を媒介として、行為を現実化させる「意思」（行為の創発）から、行為の「効力」、そして、行為（の帰結）に対する「責任」に至る一連のプロセスとして、法は人間の「行為」を構成する。すなわち、一定の理性的な精神的能力ないし知的能力を備えた人間の、自己自身と自己をとりまく環境について誰よりもよく知る存在としての自由意思による行為であるとすることが、人間の行動の法的意味づけの基本前提となっている。

現代急速に進歩している社会心理学、神経科学、行動経済学など人間諸科学は、そうした法における人間理解に大きな疑問を突きつけている。とりわけ、「人間とは自由意思を備え自己の行為を意識的に制御する主体的存在である」という想定は、人間科学の実証的知見と矛盾さえしていることがわかってきた。特に、人間の行動が本人の自覚とは裏腹に無意識の心理過程によってしばしば支配されていることが経験的に証明されつつある。

さらに、人間が他ならぬ人間である根拠であると同時に如上の人間理解の根拠でもある理性、知性、言語、そしてそれらと抜きがたく結びついている（人間の）身体、といった要素について、科学技術や統治技術の進展により、あるいは人間ではない存在への理解の深化により、根本的な再考

が促されつつある。単に学問的な関心からというよりはむしろ、「人間の尊厳」や「人権」といった法の根本理念にも関わるアクチュアルな社会問題（例えばロボットの刑事責任、動物利用の限界、臓器や人体由来物質の市場取引、仮想的・データ的身体への侵襲といった問題）への応答の必要を通じて、である。

性急に答を出すことができない（あるいは出すべきではない）これらの問題のいくつかについて状況を概観し、現代社会における法と人間の関係を再考するのが今回の特集である。単なる人間科学の紹介や実務的応用ではなく法との根源的な関わりを意識してすべての論考が書かれている。具体的には、主体と責任、無意識、人間と動物、人間とロボット・AI、身体の情報化、身体の道具化という6つの問題にさしあたり焦点を当てて、それについてふさわしい論者に執筆をお願いした。一連の論考を通じて、一見新しい問題群が、古代以来の古典的問題の延長上にあることが明らかになるであろう。

6つの問題のうち、**主体と責任**（小坂井敏晶〔敬称略・以下同様〕）および**無意識**（堀田秀吾）の問題は、自由意思により行動選択をしその帰結に対する責任を負う主体的人間像に人間科学から投げかけられる疑問に対し、正面から答えるものである。科学的知見と矛盾してもなお法がそれらのモデルを維持することにはどのような意味や機能があるのか、それは近代社会の成り立ちとどのように関係しているのか、また、端的に、無意識の心理過程に影響された判断や行動を法はどういう評価し統御したら良いのか、が論じられる。

続く2つの問題、**動物**（青木人志）および**ロボ**